

答申

1 審査会の結論

しらさぎ運動公園整備事業不動産鑑定評価業務委託による鑑定評価書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、伊賀市長が平成21年2月26日付け伊都第1360号で行なった非公開決定は、非公開とする理由に誤りが存在するものの、非公開と決定した処分そのものは妥当である。

ただし、以後、事業用地取得に係る交渉ないし売買契約が成立した時点においては、その土地に係る鑑定結果について速やかに公開すべきである。

2 異議申立の趣旨

平成21年4月8日付けで、異議申立人が伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求について、市が公費で購入を予定している民間所有地に係るもので、透明性が要求されるべきであり、鑑定評価書の非公開とする旨の決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、本件対象文書を公開することにより、事業用地取得に伴い土地所有者との交渉に支障を及ぼすおそれがあり、本決定が妥当というものである。

4 異議申立の理由

財政が厳しい中、しらさぎ運動公園整備事業で市内に市有地がありながらなぜ追加買収するか分からず、市長が市議会で鑑定評価書を示し、用地取得費等の説明をするようになっている。鑑定評価額が用地交渉の見通しがついた段階で示されるのでは遅いので、平成21年2月13日付けで本件対象文書の公開請求をしたが、鑑定評価書を公開することにより、事業用地取得に伴い土地所有者との交渉に支障を及ぼす恐れがあるとして非公開とした処分は不当である。

5 審査会の判断

(1) 本決定の妥当性について

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

① 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号では、「市、国又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」については、公開することができないと規定している。

実施機関は、本号に該当するとして非公開としているが、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは特に認められず、本号に該当しないと判断される。

②条例第7条第2号の該当性について

当審査会は、本件対象文書について、条例第7条第2号該当性の審査が必要であると判断したため、以下、この点について審査する。

条例第7条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの」については、公開することができないと規定している。

本件対象文書は私有地の鑑定評価に係るものであり、個人識別性を有することから、少なくとも事業用地取得に係る交渉が未成立の時点においては、条例によって保護されるべき「個人に関する情報」に該当するものと判断される。他方でしかし、市との間で交渉ないし売買契約が成立するに至った段階においては、市が取得価格を決定する際の参考資料となる土地の鑑定評価に係る情報は、純粋な「個人に関する情報」であるとは言えず、むしろ用地取得事務の透明性の観点から公表されるべき情報ということになる。

そこで、本件対象文書についてみると、鑑定した場所は所有者の異なる2箇所の土地で、1箇所は用地交渉中、あと1箇所はまだ交渉していない状態とのことであるが、一つの文書中にこれら2件の鑑定結果がいずれも記録されている。当審議会では、鑑定評価書を公開することができる時点は、当該事業に係るすべての用地交渉が成立した時点ではなく、評価した地点の所有者と用地交渉が成立した時点ごとと考えるべきであり、したがって、いずれか一箇所につき交渉（ないし売買契約）が成立した時点において当該箇所に係る鑑定結果は部分公開すべきであり、その後、残りの箇所の交渉（ないし売買契約）も成立すればその部分に係る鑑定結果も速やかに公開すべきであると判断する。

（2）結論

以上のことから総合的に判断すると、実施機関の行った非公開決定そのものは妥当であるが、非公開とする理由は条例第7条第6号該当ではなく、同条第2号該当のためであると判断する。

ただし、以後、事業用地取得に係る土地売買契約が成立した地点においては、その土地に係る鑑定結果について速やかに公開すべきである。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年4月9日	・ 諮問書受理
平成21年4月17日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 異議申立人陳述（条例第28条第1項による意見書） ・ 審議 ・ 答申 <p style="text-align: right;">（第1回審査会）</p>